

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 6 月 5 日まで

社会保険事務所の職員から、社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額は 20 万円となっているが、これは退職した後に記録訂正されたものである旨の説明を受けた。実際の給与から控除されていた厚生年金保険料の標準報酬月額と相違しているようなので、調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初申立人が主張する 30 万円と記録されていたところ、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 18 年 6 月 5 日の後の同年 7 月 6 日に、同社が届け出た申立人に係る平成 17 年度の算定基礎届の訂正届に基づき、17 年 9 月 1 日にさかのぼって 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険事務所では、当該算定基礎届の訂正届を基に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を減額訂正処理しているが、平成 17 年 9 月に社会保険事務所が A 社に対して行った総合調査において、同社は同年 4 月から賃金台帳を作成していないことが確認できることから、減額訂正の根拠資料とされた申立人に係る平成 17 年度の給与統計表は、申立人の申立期間当時の給与の支払実態を正確に反映した資料とは考え難い。

さらに、社会保険事務所の A 社に係る申立期間当時の滞納処分票によれば、社会保険事務所では、前述の算定基礎届の訂正届を基に、同社の厚生年金保

険料に係る滞納保険料 12 万 8,592 円を減額していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の平成 18 年 7 月 6 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、申立人について 17 年 9 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
② 平成 14 年 11 月 15 日から 16 年 5 月 25 日まで

申立期間①については、私は、A社の設立と同時に事務局長に就任し、社会保険事務も行ったにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者の資格取得日が、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 55 年 5 月 1 日ではなく同年 12 月 21 日となっており、納得できない。

申立期間②については、A社の事業年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までであるにもかかわらず、年度途中の平成 14 年 11 月 15 日に被保険者資格を喪失していることは不自然であり、納得できない。

したがって、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿謄本により、申立人は、昭和 55 年 4 月 18 日から 62 年 3 月 30 日までの期間及び平成元年 5 月 10 日から 15 年 9 月 26 日までの期間についてA社の役員に就任していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、A社は平成 17 年 11 月に解散しており、複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、平成 15 年 8 月 22 日に開催されたA社の臨時役員会の議事録によれば、申立人が行方不明で同社が長期間休眠状態であったことが確認できるところ、社会保険事務所の記録によれば、社会保険事務所は、13 年 3 月 13 日以降、代表者である申立人との連絡が取れなくなったことなどから、事業実態が無いものとして厚生年金保険法第 18 条第 2 項の規定により 14 年 11 月

15 日付けで同社を厚生年金保険の適用事業所ではないものとし、申立人の被保険者資格も喪失させていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、申立人は、事務局長として自らが社会保険事務も行ったと述べており、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月ごろから 22 年 4 月ごろまで

私は、申立期間にはA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、亡くなった妻はA社の同僚だったが、妻は私よりも1か月から2か月ほど前に同社に入社し、私より数か月後に同社を退社したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の記憶から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用については、A社は既に解散しており、同僚に照会しても、これを確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立人の妻について、申立人より1か月から2か月ほど前からA社に勤務し、申立人と職種が同様であったと述べているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の妻の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社したとする時期から約1年後の昭和22年4月21日となっている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、いずれも3月末日まで勤務していたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の人事記録により、申立人は、申立期間①については昭和 58 年 3 月 30 日、申立期間②については 62 年 3 月 30 日、申立期間③については 63 年 3 月 30 日にそれぞれA社を退職していることが確認できる。

また、A社では、臨時社員の雇用期間については各年の3月30日付けで退職（3月31日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失）とする雇用契約を結んでおり、申立期間①、②及び③については、申立人は厚生年金保険被保険者でないことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月 25 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 51 年 11 月 5 日から 53 年 4 月 3 日まで
③ 昭和 57 年 1 月ごろから 59 年 6 月ごろまで
④ 平成 7 年 11 月ごろから 8 年 4 月ごろまで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、厚生年金保険の加入記録に欠落があった。

申立期間①及び②においては、A社に勤務し子会社であるB社に工場長として出向しており、当然、厚生年金保険に加入していた。

申立期間③においては、C社に勤務し、事務所では設計及び積算業務に従事し、現場では監督をしており、厚生年金保険に加入していた。

申立期間④においては、D社に勤務しており、E市からF県まで製品を運搬する業務に従事しており、厚生年金保険に加入していた。

これらの申立期間について、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についてA社の事業主及び同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社に勤務し子会社であるB社に工場長として出向していたと述べているところ、A社では、B社という子会社は無かった上、G社という外注企業は存在していたものの、自社の社員を工場長として外注企業に出向させることは考え難いとしている。

さらに、申立期間①及び②に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

申立期間③については、C社における同僚の記憶から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についてC社の事業主及び複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、E市が作成した国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間③のうち昭和57年1月から59年5月までの期間において、申立人が国民年金に加入していた記録、申請免除及び法定免除の記録が確認できる上、申立人自身も、健康保険については、当時、元妻の被扶養者となっており、また、生活保護を受けていた時期もあって、国民年金の申請免除手続は元妻が行った旨述べている。

さらに、申立期間③に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

申立期間④については、D社では、「当時は、3か月の試用期間を設けていたところ、申立人は、入社したもののすぐに退社した。資料は残っていないが試用期間中に退社したと考えられる。」としている。

また、D社は、昭和49年2月1日からH厚生年金基金に加入しているところ、同基金が保管する加入員台帳によれば、申立期間④に係る申立人の加入記録は無い。

さらに、申立期間④に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月 11 日から同年 3 月 30 日まで
② 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 30 日まで

私は、A 県公立学校教員（助教諭）として、申立期間①については B 町立 C 中学校に、申立期間②については D 町立 E 中学校にそれぞれ勤務した。

その際、厚生年金保険には加入していると思うので、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県教育庁 F 教育事務所が保管する申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間において B 町立 C 中学校及び D 町立 E 中学校に期限付教員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和 63 年 3 月 1 日付けの A 県教育委員会教育長から各教育事務所長あての通知により、2 か月を超える任用期間がある期限付教員について、厚生年金保険に加入させる取扱いとされたのは同年 4 月 1 日からであることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、父の健康保険被保険者証を使用していたと記憶している。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 14 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、それぞれ厚生年金保険の加入記録が無いと回答を得た。

勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時のA社の事務担当者は、「申立人は工場作業員であり、工場作業員については、入社後すぐに社会保険に加入させない場合もあった。」と述べている。

また、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、A社は既に解散しており、前述の事務担当者を除く複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人から提出された勤務記録カードにより、申立期間②のうち昭和 33 年 6 月 1 日から同年 10 月 25 日までの期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社が厚生年金保険の適

用事業所となったのは昭和 33 年 12 月 1 日であることから、申立期間②は適用事業所となっていない期間である上、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立期間③当時、C社の会計事務を担当していた同僚の記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についてC社の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、会計事務を担当していた前述の同僚は、工事現場で働く従業員は労働者災害補償保険のみの加入であったと記憶していると述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から36年3月16日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和31年1月11日から43年4月21日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いと回答を得た。

私は、申立期間には、A社からB社に出向し、退職金は、A社から13年間分もらった記憶があるので、申立期間も継続して勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社からB社に出向し、B社から給料を受け取っていたと述べているところ、B社は、申立期間及びその前後の期間を含め、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B社は、平成6年9月27日に解散しており、申立人は、同社における同僚等の名前を記憶していないため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についてA社の元事業主及び申立期間に同社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。